

平成28年度広島県高等学校等奨学金（修学奨学金） 奨学生募集のご案内

広島県教育委員会

広島県高等学校等奨学金は、経済的理由により修学が困難と認められる高校生等を対象に、修学上必要な学資金の一部を貸し付ける制度です。

今回、年度当初の募集を実施しますので、奨学金の貸付けを希望される方は、各学校に申し出て、申請書類等の詳しい案内を受け取った上で、学校が定める期限までに申し込んでください。

1 修学奨学金の内容

(1) 貸付月額・期間

区分	自宅通学者	自宅外通学者	貸付利息	貸付時期	貸付期間
国公立	18,000円	23,000円	無利息	毎月	在学する学校の標準の修業年限
私立	30,000円	35,000円			

(2) 償還

本奨学金は給付ではありません。将来必ず全額を返していただく必要があります。

（貸付終了後、6か月を経過したのち、貸付を受けた奨学金の総額に応じた期間内（最長10年）で償還）

※ なお、大学等に進学した場合などは、申請により在学期間中の償還が猶予できる場合があります。

(3) 募集予定者数

A区分 80名程度、 B区分 200名程度

2 応募資格

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校高等課程に在学していること。
- ② 保護者等が広島県内に住所を有すること。
- ③ 在学する学校の校種に応じて、次のA・Bのいずれかに該当すること。

※ B区分については、平成16年度以前に高等学校等に入学した者は対象になりません。

区分	A（既存広島県高等学校等奨学金分）	区分	B（旧日本育英会高校奨学金分）
学力要件等	学習状況が良好であること。 （申請時の作文等により判断します。）	学力要件等	1年生…中学最終学年の学習成績の評定平均値が3.5以上であること。 2年生以上…高等学校等における前学年の学習成績の評定平均値が3.0以上であること。
収入要件 平成27年分の額	世帯全員の年間の全収入額が基準額以下であること。 （例 収入等の合計 4人世帯 約320万円～約390万円以下）	収入要件 平成27年分の額	世帯の父と母双方の収入、又はこれに代わって家計を支えている者の年間の全収入額が基準額以下であること。 （例 給与収入 4人世帯 約699万円以下 給与以外所得 4人世帯 約291万円以下）

※ 収入基準額は、居住地・家族構成等により異なります。（上記の収入金額は目安です）

※ 全収入額には、非課税所得（児童扶養手当、年金（遺族年金等含む）、失業給付金等）も含まれます。

※ 高等専門学校に在学している方は、日本学生支援機構の奨学金にも対象となりますので、詳細は各学校で確認してください。

広島県高等学校等奨学金と次の奨学金等は、併せて借り受け、又は受給することはできません。

《ただし、併願申請は可能です。両方に決定した場合は、どちらかを選択してください。》

併給・貸付が判明した場合は、高等学校等奨学金の貸与を取り消して返還を求める場合があります。》

- 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金
- 広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金
- 生活福祉資金（教育支援資金のうち教育支援費）
- 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく就学奨励費

3 申請の受付

申請の受付は、各高等学校等で行いますので、担任の先生や事務室等に申し出てください。

（受付時期等については、学校からお知らせします。）

4 その他

- 申請者が多い場合は、すべてが基準内となる場合であっても、採用されないことがあります。
- 7月上旬頃に貸付けの可否を決定し、学校を通じてお知らせします。
- 毎年、収入等要件の確認を行い貸与の継続を判定しますので、卒業までの貸与を確約するものではありません。

緊急募集（高等専門学校を除く。）・・・こちらは、随時申請を受け付けます。

保護者の失職、破産、死亡等又は災害等により家計が急変し、学費の負担が困難と認められる場合などについては、上記の募集とは別に、随時申請を受け付けますので、学校に申し出てください。